

宇都宮共和大学公的研究費管理要項

(趣旨)

第1条 宇都宮共和大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理については、他に特別な定めがある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「公的研究費」とは、本学が公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。

(管理組織)

第3条 本学の公的研究費を適正に管理するために最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、本学の公的研究費の運営及び管理を統括し、公的研究費に関する全てについて最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する情報を収集し、不正使用を防止するための計画を策定する。

3 最高管理責任者は、公的研究費の使用状況について不相当と認める場合は、統括管理責任者に対し改善を命じるものとする。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行い、研究者等の公的研究費の運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学部長を充てる。

2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、計画が忠実に実施されているかを確認する。

3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について、事務局長に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。

(検収確認業務担当者)

第6条 本学における物品等の契約に係る適正な検収を行うため、検収確認業務担当者を置くものとし、総務担当課長を充てる。

(防止計画の策定及び実施等)

第7条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営及び管理するために、毎事業年度に防止計画を策定し、実行しなければならない。

2 最高管理責任者は、防止計画を策定したときは、統括管理責任者に防止計画の実行を指示するものとする。

3 前項の指示を受けた統括管理責任者は、防止計画を実施し、実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

- 4 統括管理責任者は、不正使用を発生させる要因を把握または発見した場合は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、統括管理責任者に対し改善を指示するものとする。
- 6 最高管理責任者は、防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正使用が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。
- 7 1 個体 50 万円以上の取引実績を有する場合には、業者に対して誓約書（別紙様式第 1 号）の提出を求める。

（公的資金管理室）

第 8 条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。

- 2 公的資金管理室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - （1）統括管理責任者
 - （2）事務局長
 - （3）事務局次長
 - （4）総務担当課長
 - （5）その他学長が指名する職員
- 3 公的資金管理室に室長を置き、前項第 1 号に定める者をもって充てる。
- 4 公的資金管理室は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）防止計画の策定及び実施に関すること。
 - （2）公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - （3）不正使用の発生要因に対する改善策を講ずること。
 - （4）その他不正使用防止の推進に必要な事項に関すること。
- 5 公的資金管理室の事務は、総務課が処理する。

（相談窓口の設置）

第 9 条 本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関し、統一的な運用を図るため、総務課を窓口とする。

- 2 相談窓口は、学内外からの問合せに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

（雑則）

第 10 条 この要項に定めるもののほか、本学が管理する公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 19 年 11 月 6 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 28 年 2 月 23 日から実施する。

誓 約 書

当社（当法人）は、宇都宮共和大学との取引に当たり、宇都宮共和大学の定めた基本方針を理解し、次のとおり誓約いたします。

- 一、社会規範、法令はもとより、宇都宮共和大学が定めた「経理規程」及び「研究活動の不正への対応に関する要項」等を遵守するとともに、いかなる不正、不適切な契約を行いません。
- 一、内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった際には、全面的に協力をいたします。
- 一、関係規程及び本方針に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 一、貴学構成員から不正な取引行為の依頼等があった場合は、速やかに通報いたします。

平成 年 月 日

宇都宮共和大学長 殿

(住所)

(社名)

(代表者役職・氏名)

Ⓔ